

高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対
する 支援等に関する指針

長野県厚生農業協同組合連合会
老人保健施設こまくさ

1、基本方針 <施設の責務>

①施設職員等へ研修を実施する

②利用者や家族からの苦情処理体制を整備する（注 1:高齢者虐待防止法第 20 条参照）

③施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる <保健・医療・福祉関係者の責務及び義務> ①高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める（注 2:高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項参照）②虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる（注 3:高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項、第 2 項、第 3 項参照）※通報等を行うことは守秘義務に妨げられない。通報したことによる不利益な扱いは禁止されている。

2、虐待の定義

高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱い をすることを言う。

<高齢者虐待とは>

身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき 職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待 高齢者の財産を不当に処理することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

<身体拘束禁止規定と高齢者虐待>

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止 本人への精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害 家族・親族等への精神的苦痛、ケアを行う側の士気の低下 「緊急時やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則全て高齢者虐待に該当 ※毎月身体拘束適正化のための検討委員会で検討し、「緊急時やむを得ない」場合は指針に沿って対応する

【身体拘束に該当する具体的な行為の例】

- ア. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ウ. 自分でおりられないように、ベッドを柵で囲む
- エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- カ. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y次型抑制帯や腰 ベルト、車いすテーブルをつける
- キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ク. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ケ. 他人へ迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- サ. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

虐待の防止、早期発見マニュアル <ケアの質を定期的に見直す>ケース会議にて利用者個々の状態を把握し、サービス内容を検討する

<発見した場合の初期対応>

- ①利用者の安全確保 ②事実確認 ③情報共有と対策の検討(管理者・主任、副主任介護員、計画作成担当者、その他管理者が必要と認める者) ④本人・家族への説明及び謝罪 ⑤関係機関への報告 ⑥原因分析と再発防止の取り組み

平成 29 年 10 月 1 日作成